

令和 年 月 日

保 護 者 様

高崎市立高崎経済大学附属高等学校
校 長 小 林 旭

学校等で予防すべき感染症と出席停止について

学校において予防すべき感染症は「学校感染症」として定められており、学校保健安全法に基づき出席停止となります。下記の感染症にかかっている間は、欠席の扱いにはなりません。

なお、病気が治って登校する場合は、別紙の医師の証明書または保護者が記入する療養報告書（インフルエンザおよび新型コロナウイルス感染症の場合のみ）を学校に提出してください。

停止期間の基準

（令和5年5月8日より）

学校等で予防すべき感染症の種類		出席停止期間の基準
第一種	エボラ出血熱、クリミア・コンゴ出血熱、痘そう、南米出血熱、ペスト、マールブルグ病、ラッサ熱、急性灰白髄炎、ジフテリア、重症急性呼吸器症候群（病原体がベータコロナウイルス属 SARS コロナウイルスであるものに限る。）、中東呼吸器症候群（病原体がベータコロナウイルス属 MERS コロナウイルスであるものに限る。）及び特定鳥インフルエンザ（感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律に規定する特定鳥インフルエンザを言う。）、新型コロナウイルス感染症（病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルスであるものに限る。）	治癒するまで
第二種	・インフルエンザ （特定鳥インフルエンザ及び新型インフルエンザを除く）	・発症した後5日を経過し、かつ、解熱した後2日（幼児にあっては、3日）を経過するまで
	・百日咳	・特有の咳が消失するまで又は5日間の適正な抗菌性物質製剤による治療が終了するまで
	・麻疹	・解熱した後3日を経過するまで
	・流行性耳下腺炎	・耳下腺、顎下腺又は舌下腺の腫脹が発現した後5日を経過し、かつ、全身状態が良好になるまで
	・風しん	・発しんが消失するまで
	・水痘	・すべての発しんが痂皮化するまで
	・咽頭結膜熱	・主要症状が消退した後2日を経過するまで
	・新型コロナウイルス感染症	・発症した後5日を経過し、かつ、症状が軽快した後1日を経過するまで
	・結核 及び 髄膜炎菌性髄膜炎	・病状により学校医その他の医師において感染のおそれがないと認めるまで
第三種	コレラ、細菌性赤痢、腸管出血性大腸菌感染症、腸チフス、パラチフス、流行性角結膜炎、急性出血性結膜炎	病状により学校医その他の医師において感染のおそれがないと認めるまで

<注>・上記の出席停止期間は基準であって、主治医の証明があれば、この限りではありません。

・手足口病、伝染性紅斑（りんご病）、溶連菌感染症、マイコプラズマ感染症は、出席停止扱いにはなりません。